

第3部 事務管理・不当利得・不法行為 第5章 特殊な不法行為

第3節 使用者責任 715条

【設例Ⅰ】使用者責任の意義

宅配業者Aの従業員Bは、マンション内の部屋へ荷物を配達中、タブレット端末を操作しながら階段を降りていたところ、下から登ってきたCに気がつかず、接触してCは階下に転落し、足を骨折してしまった。Cは、誰に対して、どのような法律構成で責任を問うことができるか。

[構造]

【設例Ⅱ】使用者責任の要件-事業執行性

- (1) IT会社Aの総務係長であるBは、従業員の福利厚生業務を主に担当していたが、会社の取引先の一つであるオフィス家具店Cに対して、会社の名義で高級デスクチェア50脚(700万円)を発注し、代金を支払わないままに転売し、転売代金を自身の借金の返済に充てた。Cは、Bが権限外で本件注文をしたことを知らなかった。このとき、Cは、Aの使用者責任を追及することができるか。

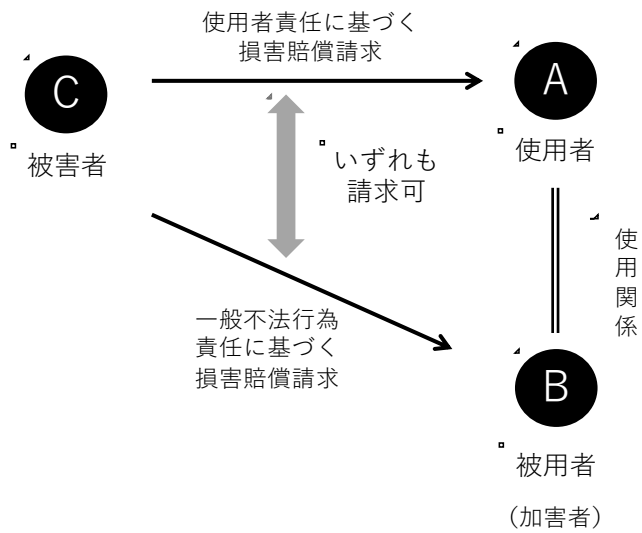
[展開2]

- (2) A会社の従業員であるBは、勤務時間外に私用のためA会社所有の自動車を運転していたところ、歩行者Cをはねて怪我をさせてしまった。このとき、Cは、Aの使用者責任を追及することができるか。

[展開2]

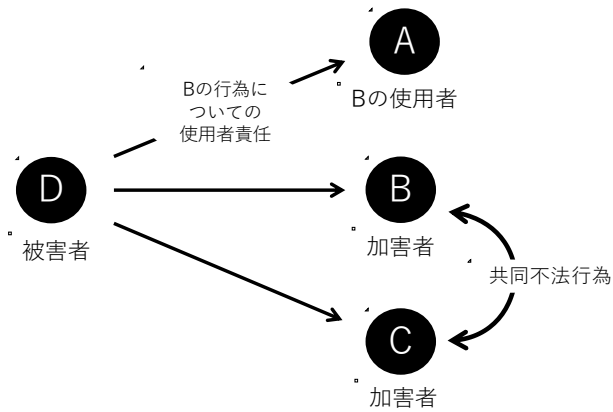
第3部 事務管理・不当利得・不法行為 第4章 一般不法行為
第3節 使用者責任 715条

【図1】使用者責任の構造 [構造]



【図II】使用者責任と共同不法行為 [研究1]

① 被用者が第三者と共同不法行為をした場合



② 被用者に複数の使用者がいる場合

